

肝炎定期検査費用助成のご案内

肝がんの原因は、ウイルス性肝炎が8割を占めています。
まずは、専門医を受診し、定期検査を受けましょう。



助成を受けることができるのは？

国の制度ですので、他都道府県に住民票がある方は、該当都道府県肝炎担当あてお問い合わせください。



助成対象の費用は？



以下の要件すべてを満たしている方です

- ・神奈川県内に住民票がある
- ・健康保険等の公的医療保険に加入
- ・肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
- ・定期検査を肝臓専門医療機関で受診
- ・世帯全員の市町村民税の所得割額が235,000円未満、もしくは非課税世帯
- ・申請と同時に陽性者フォローアップ事業への同意をしている
- ・肝炎治療受給者証の交付を受けていない者



定期検査を受けた際の医療費の自己負担分のうち、**自己負担上限額※1**を超えた金額（保険適用分のみ）です。申請は年2回までです。

対象項目は、初診料、再診料、ウイルス性疾患指導料、検査料（血液形態・機能検査、出血・凝固検査、血液化学検査、腫瘍マーカー、肝炎ウイルス関連検査、微生物核酸同定・定量検査、画像検査）で**厚生労働省で定めた項目※2**となります。

なお、証明書料は助成対象とはなりません。

注意！

所得制限があります
検査前に助成要件が合致するか確認してください

※1 自己負担額一覧

区 分	自己負担額(1回につき)	
	慢性肝炎	肝硬変 肝がん
世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者	2,000円	3,000円
住民税非課税世帯に属する者	0円	0円

※2 助成対象検査項目

	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD、ZTT	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
画像検査	超音波検査；断層撮影法（胸腹部） 肝硬変、肝がんの場合はCT、MRIも可	



定期検査受診の前に確認してください

肝タロウ



- 定期検査を受ける医療機関は、神奈川県もしくは東京都が指定する肝臓専門医療機関ですか。

肝臓専門医療機関については、神奈川県のホームページで確認していただくか、神奈川県がん・疾病対策課までお問い合わせください。

神奈川県 肝炎

検索

- B型肝炎のみ、又はC型肝炎のみ対応している病院もあります。事前に連絡をして精密検査が可能か確認しましたか。また、助成申請予定であることを伝えましたか。
- 証明書料は助成対象に含まれていないことを承知していますか。



手続きの方法は？



用紙は、神奈川県ホームページ、神奈川県がん・疾病対策課で受け取ってください。

受診

神奈川県もしくは東京都の肝臓専門医療機関で受診してください。

書類準備

- ①申請書
- ②肝臓手帳（第2版）の医師記載欄写し
- ③世帯全員を証明する住民票（3ヶ月以内：マイナンバー記載のないもの）
- ④世帯全員の非課税証明書又課税証明書（直近のもの）
- ⑤病院の領収書
- ⑥病院の診療明細書

申請

申請書類（①～⑥）を神奈川県がん・疾病対策課に提出してください。審査の上、2～3か月後に口座振込により助成します。

自己負担額の決定のもととなる、世帯の市町村民税所得割額の合計額について、条件が合致すれば特例があります。詳しくはお問い合わせください。



申請書類一式を下記に郵送もしくは持参してください

〒231-8588

横浜市中区日本大通 1

神奈川県 保健福祉局 保健医療部

がん・疾病対策課 肝疾患担当あて

お問い合わせ先



045-210-4795

神奈川県 保健福祉局 保健医療部 がん・疾病対策課 肝疾患担当まで